

板橋区立上板橋第一中学校 P T A 会則

第一章 総則

第一条（名称）本会は上板橋第一中学校 P T A と称する。

第二条（事務所）本会の事務所を上板橋第一中学校内におく。

第三条（目的）本会は保護者と教師が力を合わせて生徒の教育が理想的に行われるように努めるとともに、会員の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

第四条（事業）本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭、社会の文化の向上をはかる事業
- (2) 会員の教養と教育に関する理解を深め、親睦をはかる事業
- (3) 生徒の福祉、厚生をはかる事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第五条（運営方針）本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会の目的は教育的なものであり営利を目的とせず、宗教や政治にかかわる活動は行わない。
- (2) 本会は学校経営に介入しない。
- (3) 本会は青少年の福祉のための団体、施設と協力し、また、その連合団体、連合会議に参加することができる。
- (4) 本会の正規の事業以外、どのような目的のためにも本会の名称を用いてはならない。

第二章 会員

第六条（任意加入）本会の会員は、任意の本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員をもって構成する。また、加入・非加入の意思確認については、次のとおりとする。

- (1) 生徒の保護者については、生徒の本校への入学時および転入時に行う。
- (2) 教職員については、本校への転入時に行う。

第七条（退会）退会については、次のとおりとする。

- (1) 生徒の保護者は、生徒の卒業または転校等により本校を転出した時点
- (2) 教職員は、勤務校の異動により本校を転出した時点
- (3) 自由意思によって退会するものは、役員に申し出る。

第八条（権利・義務）会員は、総会で意思表示をする権利を有し、本会の目的と方針に賛同し、会員相互の支えあいによる主体的なボランティアとして活動する。

第九条（会費・卒業対策費）会費・卒業対策費については、次のとおりとする。

- (1) 本会の会員は、総会において決定した会費、保護者一世帯および教職員一人あたり月 200 円 12 か月分を一括納入する。
- (2) 年度途中の入会の場合、月割計算で納入する。
- (3) 年度途中の退会の場合、既納会費は返金しないものとする。

- (4) 卒業対策費は、生徒一人当たり 1000 円とし、卒業年度に会費とともに一括納入する。非会員の場
合、卒業対策費のみ納入する。
- (5) 会費・卒業対策費の集金および督促、またそれに付随する事項に関しては、上板橋第一中学校 PTA
と上板橋第一中学校との間に締結した委任契約に基づくものとする。

第三章 個人情報保護

第十条（会員情報の管理）本会の活動を推進するために必要とされる、会員情報の取得や利用および管理に
ついては別途定めた「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシ
ー）」、「個人情報取扱方法」に従い、適正に運用するものとする。

第四章 経理

第十一条（経費）本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁する。

第十二条（経理）本会の経理は、原則総会あるいは必要に応じて役員会・運営委員会で協議され認められた
予算に基づいて行われる。

第十三条（決算）本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第十四条（会計年度）本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、次年度四
月一日以降五月総会までの間の活動資金については前年度の繰越金をあてる。その収
支は総会において報告する。

第十五条（会計方法）本会の会計方法については別途「会計方法」を定め、適正に運営するものとする。

第五章 役員・会計監査

第十六条（定数）本会に次の役員および会計監査をおく。

- (1) 会長一名（保護者）、副会長若干名（保護者）、書記若干名（保護者）、会計二名（保護者二名）、
PTA 担当教職員若干名
- (2) 会計監査二名（保護者一名、教職員一名）

第十七条（任期）役員および会計監査の任期は一カ年とする。ただし、重任を妨げない。補欠就任の役員の
任期は、その残任期間とする。

第十八条（選出方法）役員および会計監査（保護者）の選出は、次のとおりとする。

- (1) 推薦された者または立候補者を役員の話し合いで選出し、氏名を公表する前に各候補者の同意を得な
ければならない。
- (2) 役員および会計監査は、前項の候補者について総会の承認を得て決定する。
- (3) PTA 担当教職員および教職員会計監査については、校長の決定による。

第十九条（任務）役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、会を代表する。また、総会・役員会・運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は会長を助け、会長不在のときにはその職務を代行する。

- (3) 書記は総会について通知し、記録・その他資料を保管する。
- (4) 会計は本会のすべての金銭の収支を記録し、財産の管理および予算の立案、決算の報告をする。
- (5) 会計監査は在任年度の本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第二十条（校長）校長はすべての会合に出席し、意見を述べることができる。

第二十一条（顧問）本会に役員会の推薦により顧問をおくことができ、総会の承認を得て決定する。顧問就任の条件は役員経験者とする。顧問の任期は一年とする。顧問は役員会の要請により本会の各種会合に参加し、意見を述べるができる。

第六章 集会

第二十二条（総会）総会は本会の全会員によって構成され本会の最高議決機関である。

第二十三条（開催形式）総会は会長が招集し、会員の1/3の出席（電磁的方法による議決権行使・委任状を含む）をもって成立する。ただし状況に応じて招集せず、書面（電磁書面を含む）審議をもって定期総会や臨時総会に代えることができる。

第二十四条（議決）総会の議案は出席者（電磁的方法による議決権行使・委任状を含む）の過半数の賛成をもって議決する。書面（電磁書面を含む）審議の場合、期間を設け意見の提出を待って成立するものとする。

第二十五条（開催時期）総会は定期総会、その他会長および役員会が必要と認めた場合、または全会員の1/5の要求があった場合に、臨時総会として会長がこれを招集する。

- (1) 年度始総会 会計監査を経た前年度の事業および決算報告承認。役員会より提出された活動計画および新年度予算の審議ならびに承認。
- (2) 年度末総会 新年度の役員選出、その他。
- (3) 会則の改廃、その他本会の運営に必要な重大事項の決定は、定期総会または臨時総会にて承認を得る。

第二十六条（予算）本会の年度当初経費予算の決議は総会をもって決定されるが、年度途中における予算の見直しは役員会により決議される。

第二十七条（役員会・運営委員会）役員会・運営委員会は本会の役員・会員および教職員をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 役員が立案した事業計画の審議
- (2) 総会に提出する予算・決算および事業計画・事業報告の作成
- (3) 事業の推進および連絡調整
- (4) その他会長が必要と認める事項

第七章 サポーターズ制度

第二十八条（サポーター）本会は会員の中から「サポーター」を募り「かみいちサポーターズ」として、メンバーが協働して学校行事や地域行事の生徒のサポート活動にあたる。

第二十九条（広報サポーター）広報サポーターは、本会に関する広報活動を行う。

第三十条（兼務の可否）両サポーターについては、兼務も可とする。また、広報サポーターについては、役員、運営委員会との兼務も可とする。

第八章 付則

第三十一条（細則の制定）会長は役員会・運営委員会の協議を経て、この会則の施行に関する必要な細則を定めることができる。

第三十二条（会則の改定）この会則は総会の承認を得なければ改定できない。

第三十三条（会則の施行日）本会則は令和六年五月一日より施行する。

昭和二十三・六・一 制定

昭和四十・三・二十二 改正

昭和四十二・三・二十三 改正

昭和四十三・三・二十一 改正

昭和四十八・四・二十六 改正

昭和五十四・十二・三 改正

昭和六十・四・二十七 改正

平成二・四・二十六 改正

平成三・四・二十六 改正

平成八・四・二十五 改正

平成十三・四・十二 改正

平成十四・三・十六 改正

平成二十三・六・三 改正

平成二十五・三・六 改正

平成二十八・六・十 改正

令和一・五・二十 改正

令和三・五・三十一 改正

令和五・五・三十一 改正

令和六・五・一 改正 PTAの在り方や運営方法の見直しのため大幅に改正

第九章 細則

第一節【慶弔・見舞金及びご祝儀等】

第一条（目的）会員の冠婚葬祭に対する慶弔とあわせて会員に傷病が生じた場合に適用し、会員相互の儀礼を画し、その簡素化をはかることを目的とする。

第二条（名義）慶弔および見舞金の名義は本会を名義とする。

第三条（種別と金額）慶弔費および見舞金の金額は、次のとおりとする。

(1) 在籍生徒 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円

(2) 保護者 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円

(3) 教職員

本人 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円 結婚 10,000 円 出産 10,000 円

配偶者・実父母・子 死亡 5,000 円

※傷病見舞金については、30日を超える場合に適用する。

第四条（その他）会員が不慮の災害にあった場合や、上記以外に必要と認められた事項については、役員会で協議しその都度決定する。

第五条（友誼団体）本会と友誼関係にある団体および関係機関の祝事等については、次のとおりとする。

- (1) 関係地区祭事、新年会等 御祝儀 各 5,000 円
- (2) 関係地区、中学校連合会総会等 会費については先方に提示された金額
- (3) その他祝事等の御祝儀、会費等については会長が決定し、役員会に報告するものとする。

第二節【交通費】

第六条（目的）本会会員の活動参加への交通費の負担を軽減することを目的とする。

第七条（交通手段）公共交通機関を使用し、車・バイク等の使用は原則禁止とする。やむなく車・バイク等を使用の際に発生した事故については、その全てにおいて本会は一切の責任を負わないこととする。また、会社や自宅以外から直行する場合については、定期券を所持する路線区間以外の部分を支給するものとする。

第八条（支給）交通費支給は自宅の最寄り駅・最寄りのバス停を基準とし、公共交通機関の最安料金とする。PTAを代表して出席するお通夜、葬儀、会議、交流会等の交通費は実費精算とする。精算は現金支給とし、各自が交通費精算書に日付、公共交通機関経路・金額・目的等を記入し、会計に提出し精算する。

第九条（期間）また、交通費の支給は年度内処理を原則とし、次年度への繰り越しはしないものとする。

第三節【インターネット運用】

第十条（目的）本会会員や関係者の個人情報保護に努め、本会活動の円滑化をはかるため、インターネット、電子メール等のツールを有効に活用し、情報の共有・発信・収集を行うこととする。この他、新たな事項が発生した場合は、役員会で協議する。

第十一条（管理者）管理責任者は会長とし、管理責任者はインターネット運用に関する取扱責任者として役員一名を充てる。

第十二条（注意事項）インターネットの利用に関しては、トラブルになった場合は情報開示請求等を用いて厳正に対応することとする。